

一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定

アドバイザー業務委託

プロポーザル募集要項

令和2年4月

能代山本広域市町村圏組合

1. 目的

一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務（以下「本業務」という。）は、能代山本広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）が計画している新たな一般廃棄物処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）の整備・運営事業にPFI方式等を導入する予定であることから、同方式に関する幅広い知識及び高度な専門能力を有し、課題分析及び解決を的確に行う専門家の支援を受けることにより、より質の高い事業運営を行うことを目的とする。また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下『PFI法』という）の規定に準じて、事業者の募集、評価、選定を行うにあたり、本業務を適正かつ確実に実施するため、廃棄物処理施設整備やPFI法・民活手法に関する幅広い知識及び高度な専門能力を有する者に委託するものである。

本要項は、本業務を行い得る能力を持つ民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が最も優れた者を応募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

(2) 業務内容

- ① 事業スキーム、事業者募集・選定方法等の検討
- ② 実施方針の作成及び公表に係る支援
- ③ 特定事業の選定及び公表に係る支援
- ④ 事業者募集書類の作成
- ⑤ 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援
- ⑥ 事業契約締結に係る支援
- ⑦ 事業者選定委員会の運営支援
- ⑧ ホームページ等公表資料作成支援
- ⑨ 法務的業務の支援
- ⑩ その他の支援
- ⑪ 打合せ・協議

(3) 契約期間

契約締結日～令和4年3月25日

(4) 委託料の上限額

39,380,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たす者であること。

※参加資格要件の審査基準日は、令和2年4月27日（月）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本組合又は本組合構成市町（能代市、藤里町、三種町及び八峰町）のいずれかの建設コンサルタント業務等資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合は本プロポーザル参加表明書の提出に併せて参加資格要件を確認できる書類を提出すること。
- (3) 秋田県入札参加資格者名簿（建設コンサルタント業務）に登録されていること。

- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定による廃棄物部門の登録を受けている者であること。
- (5) 国、都道府県及び本組合構成市町の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (8) 過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）に、地方公共団体又は一部事務組合が発注するごみ焼却施設（※1）の建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。
- (9) 次の各号に掲げる技術士及び建築士を有する者であり、当該技術士及び建築士は、受注者と入札参加申請日以前 1 年以上の直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、当該技術士及び建築士は、同一の者でもよい。
- ① 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく「衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）」に係る技術士。
 - ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士。
- (10) 管理技術者は、過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）に、地方公共団体又は一部事務組合が発注するごみ焼却施設（※1）建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務に従事した経験を有する者（※2）で、上記（9）①に該当する技術士であり、受注者と入札参加申請日以前 1 年以上の直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ※2 「ごみ焼却施設建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務に従事した経験を有する管理技術者」とは、次に掲げるいずれかの技術者として、ごみ焼却施設建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務に従事した経験を有する者をいう。
- ① 管理技術者
 - ② 主担当技術者
- (11) 照査技術者は、過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）ごみ焼却施設（※1）建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務に従事した経験を有する者（※3）で、上記（9）①に該当する技術士であり、受注者と入札参加申請日以前 1 年以上の直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。
- ※3 「ごみ焼却施設建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務に従事した経験を有する照査技術者」とは、次に掲げるいずれかの技術者として、ごみ焼却施設建設に係るDBO方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務に従事した経験を有する者をいう。
- ① 管理技術者
 - ② 主担当技術者
 - ③ 照査技術者

※1 一般廃棄物に限るとともに日最大処理量 80 t 以上の全連続燃焼方式焼却炉に限る。

4. スケジュール

	内 容	日 程
1	プロポーザル実施の公告	令和2年4月17日（金）
2	参加表明書等の受付	令和2年4月17日（金）～4月27日（月）
3	質問の受付	令和2年4月17日（金）～4月22日（水）
4	質問への回答	令和2年4月24日（金）
5	第1次審査結果通知	令和2年4月30日（木）
6	提案書等の受付	令和2年5月13日（水）～5月15日（金）
7	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和2年5月中～下旬
8	第2次審査結果通知	令和2年5月下旬
9	契約締結	令和2年5月下旬～6月上旬

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

5. 質問の受付及び回答

仕様書等に関して不明な点がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問内容により事業者の選定に公平性が保てないと判断された場合は、回答しないことがある。

- (1) 提出書類 質問書（様式11）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 電子メールにより提出すること。
送信後は、電話により受信確認を行うこと。
- (4) 提出先 「18. 提案書等の提出及び問合せ先」に記載
- (5) 受付期間 令和2年4月17日（金）～4月22日（水）
（土曜日・日曜日を除く。午前8時30分～午後5時）
- (6) 回答方法 令和2年4月24日（金）までに、能代山本広域市町村圏組合ホームページに掲載する。

<URL : <https://www.noshiroyamamotokouikiken.jp/> >

6. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

No.	第1次審査 提出書類 (参加表明書等)
1	参加表明書 (様式1号)
2	会社概要調書 (様式2号)
3	業務実績調書 (様式3号)
4	技術者調書 (様式4号)
5	配置予定技術者調書 (様式5号) 1年以上雇用関係にあることの証明書類を添付
—	参加資格要件確認書類 (本組合又は本組合構成市町のいずれかの建設コンサルタント業務等資格者名簿 (有効期限内に限る) に記載されている者は不要とする。) (1) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (写し可) (2) 納税証明書 (提出日の3カ月前以内に発行されたもの:写し可) ① 本社所在地の市町村等が発行する納税証明書 ② 契約の締結等を受任している営業所が参加する場合は、営業所所在地の市町村等が発行する納税証明書 ※ 上記①及び②はすべての市税に滞納が無い旨の証明書 ③ 税務署が発行する納税証明書 法人税及び消費税・地方消費税に滞納が無い旨の証明書 (3) 委任状 本業務に係る契約の締結等について、本社から委任を受けて参加しようとする営業所は委任状を提出すること。

※No. 1～5の提出書類には、インデックスを付した間紙を挿入し、フラットファイル (A4) に綴じること。また、表紙及び背表紙に「業務名」及び「法人名」を表示すること。

- (2) 提出部数 No. 1～5の提出書類は、正本1部、副本8部とする。
参加資格要件確認書類一式は1部とする。(名簿登載者を除く。)
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便によること (受付期間内必着)
- (4) 提出先 「18. 提案書等の提出及び問合せ先」に記載
- (5) 受付期間 令和2年4月17日 (金)～4月27日 (月)
(土曜日・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時)

7. 第1次審査

(1) 審査概要

第1次審査は、本プロポーザルへの参加資格を確認し、参加表明者が4者以上の場合には、提出書類の内容を別紙「プロポーザル評価基準」に基づいて審査し、第2次審査の対象者として3者程度を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、参加表明書を提出した者に対して令和2年4月30日 (木) に郵送及び電子メールにて通知する。また、第2次審査の対象者として選定された者には、技術提案書等の提出を依頼する。

8. 非選定理由に関する事項

選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

9. 提案書等の提出

提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	第2次審査 提出書類 (提案書等)
6	技術提案書 (様式6号)
7	業務実施方針 (様式7号)
8	業務実施体制 (様式8号)
9	企画提案 (様式9号)
10	参考見積書 (様式10号) ※見積内訳書 (様式任意) を添付

※インデックスを付した間紙を挿入すること。参加表明書等の提出書類 (フラットファイル) の後ろに綴じられるようにインデックスの位置を調整し、綴じ穴をあけた上で提出すること。

- (2) 提出部数 提出部数は、正本1部、副本8部とする。
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便によること (受付期間内必着)
- (4) 提出先 「18. 提案書等の提出及び問合せ先」に記載
- (5) 受付期間 令和2年5月13日 (水) ~ 5月15日 (金)
(午前8時30分~午後5時)

10. 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 文字サイズは原則10ポイント以上とする。
- (2) 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は非特定とすることがある。

11. 参加の辞退

参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は、令和2年5月13日 (水) 午後5時までに、辞退届 (様式12) を提出すること。

12. 第2次審査及び受託予定者の決定

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ① 日程及び会場等は、第2次審査の対象者に別途通知する。
 - ② 1者につき、提案プレゼンテーションは20分以内、選定委員によるヒアリングは15分程度を予定している。
 - ③ 出席者は3名までとし、原則として説明及び回答は管理技術者或いは主担当技術者が行うものとする。
 - ④ 説明の際にパワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは組合で準備するが、パソコン等は提案者が用意すること。なお、提出された提案書等

に基づいて行うこと。（部分拡大可）

⑤社会情勢等により、プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法については変更となる場合がある。

(2) 審査方法

選定委員会において、別紙「プロポーザル評価基準」に基づき審査する。選定委員の点数を合計し、第1次審査及び第2次審査の合計点が最も高い者を最優秀提案者として特定する。

(3) 受託予定者の決定

本組合では、選定委員会の審査結果（最優秀提案者の特定）をもとに、受託予定者を決定するものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和2年5月下旬に第2次審査の参加者に対して文書で通知する。なお、審査結果の内容についての問い合わせ、異議等は受け付けしない。

(5) 審査結果の公表

審査結果は本組合のホームページで公表する。なお、審査結果の公表時には、最優秀提案者以外の参加者名は非公表とする。

1 3. 契約

本組合において受託予定者を決定後、その者と随意契約により委託契約を締結する。

受託予定者が委託契約を辞退するか資格要件を満たさなくなった場合は、次点の者を受託予定者とし、その者と随意契約により委託契約を締結する。

参加表明書等提出者又は提案書等提出者が1者のみの場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により契約を締結する。

1 4. 提案者の禁止行為及び提案無効に関する事項

次の事項にあてはまる場合は、提案を無効とする。

- (1) 応募関係書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

1 5. 提案者の著作権に関する事項

提案の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、受託者として契約した際には、提案書及び成果品の著作権は本組合に帰属する。

1 6. 提案に係る費用の負担に関する事項

提案や提出書類に関する費用は、提案者の負担とする。

17. その他の留意事項

- (1) 提出された提案書等は、提案者の都合による変更を認めない。また、返却しない。
- (2) 提案書に記載された配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置することとし、本組合の了解を得なければならない。
- (3) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 申込書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、申込者が負うものとする。
- (5) 契約特定者は契約後、速やかに提案内容を適切に反映した業務計画書を提出すること。
- (6) その他要項に定めのない事項については、別途本組合の指示によるものとする。

18. 提案書等の提出及び問合せ先

〒016-0876 秋田県能代市宇海詠坂3番地2

能代山本広域市町村圏組合 環境衛生課 担当：若皆、石田

電話：0185-89-2426 FAX：0185-89-2420

E-mail: l-kouiki@shirakami.or.jp

<参考資料>

1. 一般廃棄物処理施設整備基本設計策定業務報告書 概要版
2. 一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係るPFI等導入可能性調査報告書 概要版
(能代山本広域市町村圏組合ホームページから閲覧できます。)

別紙 プロポーザル評価基準

審査	区分	項目	視点	様式	配点
第一次審査	企業の能力等	業務実績	過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）に、地方公共団体又は一部事務組合が発注する「ごみ焼却施設（一般廃棄物に限るとともに日最大処理量 80 t 以上の全連続燃焼方式焼却炉に限る）の建設に係る DBO 方式の事業者選定支援（アドバイザー）業務」を受注した実績件数	3	10
	予定技術者評価	予定技術者の実績及び能力	各担当者（管理技術者・照査技術者・主担当技術者）の過去 10 年間の同種の業務実績件数	4 ・ 5	15
小計					25
第二次審査	実施方針	業務理解度	目的・条件・内容が簡潔適切に記載されているか。	7	10
		実施手順	作業項目の想定が適切であり、実施手順、業務実施時期の把握が適切であるか。	7	10
	実施体制	業務執行体制	業務の遂行にあたり、人員配置、業務分担が適切であるか。	8	10
	企画提案	事業者選定アドバイザー業務における課題と対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・当建設地における現状認識・課題理解が適切か。 ・提案が専門的知識・技能に基づいているか。 ・提案が現実的、具体的であり、解決する時期が妥当かつ精緻か。 ・資料がポイントを押さえ分かりやすいか。 	9	20
		プレゼンテーション・ヒアリング	本業務への適格性	業務及び提案内容に対する知見・技術力・意欲、積極性	—
	質問に対する応答性		質疑に対して、的確且つ分かりやすく適切な回答であったか。	—	5
	参考見積	参考見積金額	委託料の上限額と参考見積金額の比較	10	10
小計					75
合計					100